

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

平成24年10月9日

日野市指定管理者候補者選定委員会

日野市長 馬 場 弘 融 様

日野市指定管理者候補者選定委員会
委員長 永 山 肇

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

日野市指定管理者候補者選定委員会は、平成 25 年 4 月 1 日から、日野市が予定している下記の公の施設の管理・運営に、地方自治法第 244 条の 2 で規定する指定管理者を導入するのにあたり、「日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「条例」）の規定に基づき、事業者から提出された事業計画書の書類審査及び事業者によるプレゼンテーションと質疑応答による審査を行いました。

審査に先立ちましては、対象施設の選定方法について、条例第 2 条の公募による選定で行うという方針が、市から示されました。

以上のことを踏まえ、市民委員 4 名、行政委員 3 名の計 7 名の委員で、慎重に審議をした結果、審査が終了いたしましたので、「日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱」（以下「要綱」）第 2 条に基づき、次のとおり報告いたします。

1. 指定管理者候補者選定までの経過

（1）選定を行う施設

- ・日野市市民農園（公募）

（2）候補者の募集

条例第 2 条の規定に基づき、上記（1）の施設において、指定管理者の候補者を募集

（3）応募状況（平成 24 年 7 月 15 日号「広報ひの」及び同日付をもって日野市のホームページで募集。申請書の受付締切は、同年 8 月 16 日。）

- ・ 1 社応募

（4）選定委員会の設置及び開催経過

日野市指定管理者候補者選定委員会は、条例、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、要綱に基づき、平成 24 年 8 月 27 日に設置され、下記のとおり開催いたしました。

〔第 1 回〕 平成 24 年 8 月 27 日（月）

主な議題：委員長の選出及び選定基準の決定

〔第 2 回〕 平成 24 年 9 月 26 日（水）

主な議題：日野市市民農園（公募１社）に係る、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答、採点、指定管理者候補者の決定

2. 選定基準

条例第４条第１号から同条第５号の基準に基づき、厳正かつ公正な審議を行いました。（詳細は「施設名：日野市市民農園」を参照願います）。

3. 選定方法

施設ごとに、応募事業者から提出された事業計画書の審査を行うとともに、事業者によるプレゼンテーション、選定委員による事業者への質疑応答、また事業者の実績等も考慮した総合的な審議を経た上で当該施設の指定管理者候補者を選定しました。

4. 選定の結果

施設名	選定候補者名	選定方法
日野市市民農園	株式会社日野市企業公社	公 募

5. 審議全体の総括

今回の審議した施設は、平成２２年度に指定管理者制度を導入した施設で、更新となる施設です。応募者より提案された事業計画書は、施設の管理・運営の状況を十分把握・理解した上で工夫をした提案がされておりました。

本選定委員会では、選定基準に則り厳正かつ公平に審議しました。

選定に当たり、一定の管理運営能力を有する事業者であるか、指定管理者候補者となり得る事業者か判断して候補者を選定しました。

本選定委員会では指定管理者制度導入で更なる市民サービスの向上を図れるように、協定締結にあたっての意見を付します。

（協定の締結にあたって）

- ・ 指定管理者制度を導入した目的や効果が発揮されるよう、常に指定管理者の管理・運営状況をチェックしていただきたい。
- ・ 施設を利用する市民の声を聴き、自主事業の権限の範囲内で自由な発想と運営ができるようにしていただきたい。
- ・ 指定管理者と協定締結をするときは、管理基準仕様書に加え市民サービスにつながる提案及び選定にあたっての要望事項を織り込んでいただきたい。

6. 選定委員名簿

委員長	永山 肇（市民委員）
副委員長	檜本 昭（行政委員・総務部長）
	斎藤 勇（市民委員）
	彦谷 有三（市民委員）
	吉澤 武子（市民委員）
	荻原 弘次（行政委員・企画部長）

以上、固定委員

大坪 冬彦（行政委員・まちづくり部長）

※日野市市民農園担当

施設名：日野市市民農園

（１）選定のポイント

- ・市民の平等な利用が確保されているか。
- ・施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・事務効率、経費削減等の工夫がされているか。

（２）応募団体名

株式会社 日野市企業公社

（３）採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(株)日野企業公社 得点	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	3 5 0	4 5 5 点 (65点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	1 7 2	2 1 0 点 (30点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。		

(第4条第2号)			
事業計画に沿った管理 を安定して行う物的及 び人的な能力を有して いること。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	1 9 1	2 4 5 点 (35 点×7 人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③同種の施設管理運営実績があるか。		
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		
	⑤利用者からの苦情対応策は適切か。		
	⑥労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。		
個人情報等について適 正な管理が確保される こと。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	3 1	3 5 点 (5 点×7 人)
その他市長等が必要と 認める事項。 (第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	8 3	1 0 5 点 (15 点×7 人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小 計		8 2 7	1 0 5 0 点 (150 点×7 人)
付 加 点		7 0	
合 計		8 9 7	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5 点 要件を十分に満たしている。
- 4 点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3 点 基本的な水準を満たしている。
- 2 点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1 点 全く要件を満たしていない。

例：配点 20 点の場合は、評価点 5 点×加重点 4

※付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた行政評価による指定管理者導入施設検査・評価調書及び市民評価委員会による評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

<指定管理者導入施設検査・評価調書及び市民評価委員会による評価結果>

	評価点	付加点
--	-----	-----

1	128 点以上	+ 2 0 点
2	120 点以上 128 点未満	+ 1 5 点
3	112 点以上 120 点未満	+ 1 0 点
4	104 点以上 112 点未満	+ 5 点
5	96 点以上 104 点未満	0 点
6	88 点以上 96 点未満	－ 5 点
7	80 点以上 88 点未満	－ 1 0 点
8	72 点以上 80 点未満	－ 1 5 点
9	72 点未満	－ 2 0 点

本施設については、株式会社 日野市企業公社に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 113.2 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 株式会社 日野市企業公社

（５）指定期間

平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで

（６）総評

●選定理由

- ・判断の目安である得点が評価点基準を満たしているため。
- ・本施設の管理運営について経験があることから、公の施設としてのサービス提供の向上が期待できると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・市民農園の運営は、近隣住民の理解が必要なので、路上駐車をしないよう利用者を指導すること。
- ・利用者の区画から発生した収穫後の枝・葉及び雑草等を土に埋めて、堆肥として再利用を進めるよう利用者に協力を求めること。
- ・駐車場の確保、農機具保管倉庫の設置、水道など水利を確保した新たな市民農園のあり方を検討すること。